



# 祇園交番

令和7年5月号  
下野警察署  
0285 - 52 - 0110  
祇園交番  
0285 - 44 - 7867

## 自転車の安全で適正な利用の促進について

栃木県内では、令和6年中自転車が関係する事故は人身事故の約4分の1を占めているほか、そのうち自転車側の7割強に何らかの法令違反があることから自転車対策が喫緊の課題となっています。

自転車事故の状況（令和6年中）

発生件数	1066件（前年比 +93）
死者数	7人（前年比 -2）
負傷者数	1052人（前年比 +90）

自転車の安全で適正な利用をお願いするまる！



自転車が関係する事故の当事者1085人のうち、高齢者が341人（31.4%）と最も多く、次いで高校生が218人（20.1%）であり、高齢者と高校生で過半数を占めています。

事故類型別では、自己転倒などの単独が438件（41.1%）と最も多く、次いで出会い頭が349件（32.7%）、右左折時事故が193件（18.1%）となっています。

自転車に乗るときの基本ルール「自転車安全利用五則」を守り、安全に利用しましょう。

### ～ 自転車に乗るときは

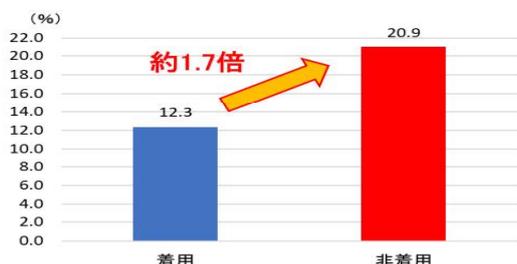
#### ヘルメットをかぶろう～

自転車乗車中の交通事故で亡くなられた方約半数は、頭部に致命傷を負っています。

また、致死率は、非着用が着用に比べて約1.7倍高くなっています。

自分の命を守るためにも、自転車を利用する全ての方は、ヘルメットを着用しましょう。

ヘルメット着用有無別人身損傷主部位「頭部」構成率比較【令和2年～6年合計】



（注）自転車乗用中の死者・重傷者における人身損傷主部位が「頭部」であった者の構成率を比較した。

自転車に乗るときの基本ルール

## 自転車安全利用五則

① 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先



② 交差点では信号と  
一時停止を守って、安全確認



③ 夜間はライトを点灯



④ 飲酒運転は禁止



⑤ ヘルメットを着用



## ～ 命を守る反射材について ～

自転車に反射シールや反射材用品を付けることは交通事故防止に非常に有効です。

また、自分自身も靴に反射シールを貼り付けたり、反射タスキ等の反射材用品を身につけたりするなど目立つように心掛け、周りの人や車に自分の存在を知らせましょう。

## ～ 自転車指導啓発重点地区・路線について ～

重点地区・路線は、自転車の通行量・自転車関連の交通事故発生状況等を踏まえ、地域の実情に応じて選定し、広報啓発や指導取締りを強化しています。

各警察署が選定している重点地区・路線は、右のコードから、県警ホームページでご確認ください。



※県警HP

## ～ 自転車運転者講習について ～

自転車運転中に危険行為を繰り返す（3年のうちに2回）と、自転車運転者講習の対象となります。

講習の対象となり受講命令に従わなかった場合、5万円以下の罰金となります。

自転車を運転する際は、ルールを遵守し、交通事故を防止しましょう。

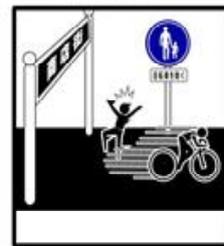
1 信号無視



2 通行禁止違反



3 歩行者用道路  
徐行違反



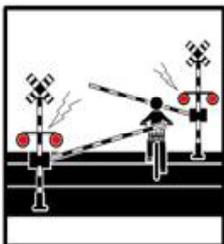
4 通行区分違反



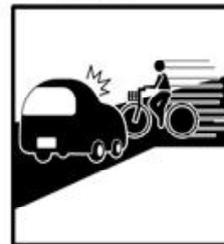
5 路側帯進行  
方法違反



6 遮断踏切入り



7 優先道路通行車  
妨害等



8 交差点優先車妨害



9 環状交差点  
通行車妨害等



10 指定場所一時  
不停止等



11 歩道通行時の  
通行方法違反



12 制動装置(ブレーキ)  
不良自転車運転



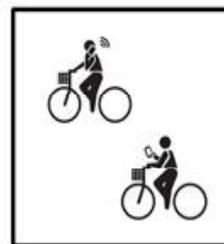
13 酒気帯び運転等



14 安全運転義務違反



15 携帯電話使用等



16 妨害運転

